

新公審査答申（個）第37号
令和5年2月28日

新潟市長 様

新潟市公文書公開等審査会
会長 菊池 弘之

審査請求に関する諮問について（答申）

令和4年5月10日付け、新行経第83号で諮問のあった件について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

新潟市長（以下「実施機関」という。）が、令和3年7月2日付け新人第500号の2により行った非開示決定は妥当である。

第2 審査請求の経過

1 個人情報の開示請求

令和3年6月18日、審査請求人は、新潟市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第13条第1項の規定により、実施機関に対し、実施機関が私の事で対応したものが分かるもの（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 実施機関の決定

令和3年7月2日、実施機関は、本件請求に係る公文書を作成していないためとし、非開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和3年7月13日、審査請求人は、本件決定を不服として審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

令和4年5月10日、実施機関は、条例第27条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問した。

第3 審査請求人の主張

審査請求人が審査請求書において主張する内容は、以下のとおりである。

「私の相談事等を課として、開示か非開示等かの対応した公文書も、閲覧又は、

視聴と写しの窓口における交付の手続きの別記様式1号等によって私の個人情報は、五年間保有しているはず私が五年間閲覧又は、視聴する権利を(新人第500号の2)の決定は、請求に係る個人情報を保有していない(請求に係る公文書を作成していないため)と私が、公文書が間違っているのを見付ける事が出来ないと又文書に書けないと抵抗できないように、一方的な非開決定の処分一方的な処分を取消せ。

「事実で対応して貰える私の事実を隠す一方的な非開示決定の処分を取消せ。なお、「令和3年6月18日までに対応した事は、」(と趣旨の開示請求の公文書の全部の事) (他の課等からと受付等の公文書を全部閲覧等又は、視聴等をし開示する為に念の為「私の事で対応した事も含む」[個人情報開示文書とし]私の事で対応したものが分かるものとした個人情報開示手続を一方的に無視した処分によって処分を取消せ。間違った公文書を補正し直し手続をやり直せ。私一人に市長の間違いを責任を取らせるのは、犯罪だ。)(原文ママ)

第4 実施機関の主張

実施機関が弁明書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

請求内容は、審査請求人が窓口または電話において話した内容を当課が文書として記録することを前提に、その記録文書の開示を請求するもので、令和3年6月18日までの対応については、審査請求人に関する記録文書が存在しないため、非開示決定とした。

記録文書については、審査請求人が当課に対して話した内容は、職員の処分や謝罪に言及するのみで前述の証拠となるものが含まれていないものであり、既に聞いたことがある内容も多く含まれていること、また、必要に応じて記録文書を作成するものであることから、当課の判断で記録文書は残していないもの。

第5 審査会の判断

1 本件審査請求について

本件審査請求は、本件請求の対象となる保有個人情報に係る公文書を作成していないことを理由に本件決定を行ったところ、審査請求人から本件決定の取消しを求めてなされたものである。以下、審査請求人及び実施機関の主張の妥当性について検討する。

2 本件決定の妥当性について

- (1) 本件の個人情報開示請求書(以下「本件請求書」という。)には、対象期間の始期の記載がなく、令和3年6月18日までとしており、請求する個人情報の内容は、「私の事で対応したものが分かるもの。」と記載されている。また、本件審査請求においては、「私の個人情報は五年間保有しているはず」と主張している。

そうすると、本件請求個人情報の対象は、令和3年6月18日から過去5年間に
おける、実施機関が審査請求人と対応したことが分かるものと推測される。

この点、実施機関は、文書を作成していないとしていることから、当審査会は、
過去5年間にける審査請求人との対応や保有個人情報について、実施機関に確
認したところ、窓口や電話で対応する際に、その都度、本件請求の個人情報を記
録した文書は作成していないこと、また、個人情報を開示請求されても非開示決
定となることは伝えているとのことであった。

(2) 念のため、当審査会は、実施機関に、市民からの窓口や電話での対応について、
その内容を記録する等の規定や事務の取扱いの有無を確認したところ、必要に応
じて作成するもので、記録する規定はないとのことであった。

(3) したがって、本件請求保有個人情報が存在しないとする実施機関の説明を否定
するに足りる事情は認められないことから、実施機関が行った本件決定は妥当で
ある。

3 以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

第6 審査会の開催経過

当審査会の開催経過の概要は、次のとおりである。

年 月 日	内容
令和4年 8月 9日	実施機関の諮問書を受理
令和5年 1月24日	審査会開催（第1回）
令和5年 2月20日	審査会開催（第2回）

(第3部会)

委員 菊池弘之、 委員 杵渕栄治、 委員 櫻井香子